

令和6年度(2024年度)より 65歳以上の介護保険料の負担額が変わります



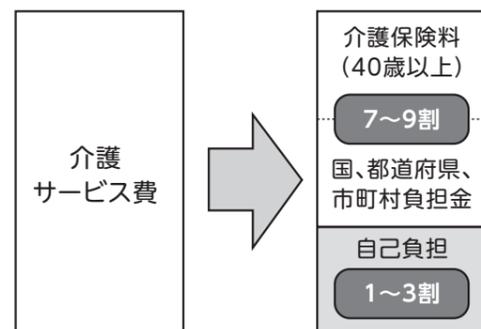
介護保険料は、介護保険サービスの利用実績などによって金額を決定しています。これまで複数のランクに分かれて市町村ごとに保険料の金額を設けていましたが、令和6年度より介護保険料が一本化(均一賦課)されることとなりました。今後、介護を必要としている方々が安心してサービスを利用できるよう皆さまのご理解とご協力を宜しくお願いします。

八重瀬町 第8期・第9期介護保険料基準額 比較

第8期基準額 (令和3~5年度)	第9期基準額 (令和6~8年度)	差額 (第9期 - 第8期)
6,312円	6,929円	+ 617円

介護保険料は以下のように使われています。

介護サービス費用負担の内訳



介護サービスにおける利用料金のうち1~3割はご本人の自己負担となり、残りは皆さまからいただいている介護保険料や国や地方自治体の公費負担によって支えられています。
※利用料金はあくまでも目安の金額です。また介護度によって利用料金が異なります。

- (例1) : 75歳の男性(利用負担1割)がデイサービスを利用する場合
・利用料金(1回) : 8,960円 本人自己負担額 : 896円
- (例2) : 80歳の女性(利用負担1割)が施設のショートステイ(4泊5日)を利用する場合
・利用料金 : 9,160円(1日)×5日=45,800円 本人自己負担額 : 4,580円

介護保険料の詳細につきましては、4月頃に各世帯へ配布いたします『沖縄県介護保険広域連合広報誌(第25号)』をご覧ください。

介護保険料に関するお問い合わせ先 ▶ 沖縄県介護保険広域連合 電話 : 098-911-7505

広告欄

毎日のお食事でお困りありませんか?

「お元気ですか?」の一言と
「5つの安心」をお届けします

- ① 365日・1食から、昼・夕配達可能
- ② 栄養バランスと食べやすさに特化
- ③ やわらか食・透析食など豊富な種類
- ④ 安否確認実施
- ⑤ 初回は無料でお試LOK

おかゆ・キザミ
無料対応♪

宅配クック123
沖縄南部店

受付時間 : 9時~18時 ☎098-852-4810

広告募集

お店のPRや求人募集などにご活用ください

広報やえせ

月額 7,000円
~17,000円

町ホームページ

月額 5,000円



詳しくはこちら▲

【お問合せ】 総務課 TEL:098-998-2200

令和6年度 町税納期カレンダー

納期内に納付しましょう。口座振替の方は、毎月19日(振替日の前日)までに残高確認をお願いします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税				1期 7/1		2期 9/2	3期 10/31			4期 1/31		
固定資産税	1期 4/30			2期 7/31					3期 12/25		4期 2/28	
軽自動車税		全期 5/31	◎毎年4月1日に、軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・原動機付自転車の所有者名義人に課税されます。									

固定資産税の減免 生活保護法の規定により扶助を受けている者、またはそれに準ずると認められるもので公的扶助を受けている者は、固定資産税の減免を受けることができます。

軽自動車税の減免 身体障害者等が利用する車両は軽自動車税の減免を受けることができます。

納税に便利な口座振替を利用しましょう!

口座振替を利用すると、納期限の日(土日祝日の場合は翌営業日)に自動的に納付されます。口座振替は、町内の金融機関で申込みできます。町外の金融機関で申込みされる場合は、役場税務課までお問い合わせください。

安心

現金を持って納付に行く必要がありません。

簡単

納税通知書、通帳、届出印を用意すれば申込みできます。

確実

自動的に口座から引き落としされるので納め忘れがありません。

※ 口座振替されている方へ ※

- 一度残高不足等で振替されなかった税の再振替はできません。振替日の前日(19日)までに残高の確認をお願いいたします。
- 口座振替日は納期月の20日ですが、20日が土日祝日の場合は、翌日の振替になります。
- 町県民税及び固定資産税の一括口座振替日は第1期納期月となります。口座振替日に振替ができなかった場合、再振替はできませんのでご注意ください。また、期毎の振替の場合も同様となります。納付する場合は、八重瀬町役場税務課でご相談ください。

※ 町税は納期限までに納付を ※

納期限までに納付されない場合は、督促状が送付され、100円の督促手数料がかかります。又、延滞金が年8.7%※納期限の翌日より1カ月間は年2.4%(令和6年1月現在)の割合で加算され、負担が増える事になります。さらに、督促状の指定期日を過ぎても納付がない場合は、財産の調査や、滞納処分を行うことがあります。納期限までに納付出来ない特別な事情がある方は、町役場税務課までご連絡ください。

お問い合わせ先 ▶ 税務課 収納班 098-998-2700